



舟形町スポーツフェスティバル(町内各地)

10月

かなづき

神無月

2024 October

11月 町制施行70周年

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

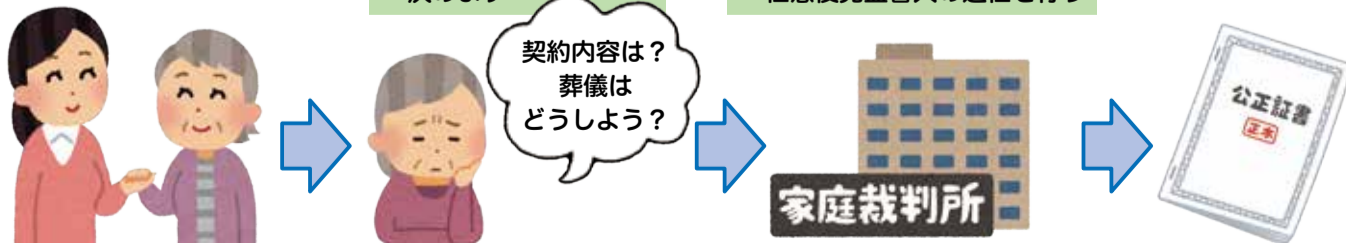
日	月	火	水	木	金	土
29 	30	1 赤口 ●地域安全の日 ●2学期始業式(舟形小)	2 先勝	3 先負 ●5歳児健診 【平成31年4月2日~令和2年4月1日生】	4 仏滅 ●離乳食教室(乳児相談) 【令和6年2月~5月生】	5 大安
6 赤口	7 先勝 ●人間ドック(女性) ●定期健康相談・母子手帳交付	8 友引 寒露 ●ベビーマッサージ講座	9 先負	10 仏滅	11 大安 ●全国地域安全運動(~20日) ●子宮・乳がん検診	12 赤口

13 先勝 ●町スポーツフェスティバル (B & G 海洋センター ほか)	14 友引 スポーツの日	15 先負 ●地域安全の日	16 仏滅	17 大安	18 赤口 ●1歳児健診【令和5年9月生】 ●2歳児健診 【令和4年9月~11月生】 ●2歳6ヵ月児健診 【令和4年3月~5月生】	19 先勝 ●小型家電および古着等回収 (役場前駐車場 ほか) ●町総合防災訓練
20 友引 ●めがみ学習発表会(舟形小)	21 先負 ●定期健康相談・母子手帳交付	22 仏滅	23 大安 霜降	24 赤口	25 先勝	26 友引 ●舟友祭(舟形中)
27 先負 ●町制施行70周年記念式典(舟形小) ●読書の日 ●読書週間(~11月9日)	28 仏滅	29 大安 ●乳児健診 【令和5年12月、令和6年1月・6月・7月生】	30 赤口	31 先勝 土用	1	2

任意後見制度をご存じですか？

認知症や障がいになってしまった場合に備えて、自分で決められるうちにあらかじめ自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。ご本人が一人で決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

- ①任意後見受任者を決める
- ②してもらいたいことを決めます
- ③判断能力が低下したら任意後見監督人の選任を行う
- ④公正証書で締結



- ①任意後見人になるには資格はありません。親族、友人、弁護士などと契約を結ぶことが可能です。
 ②契約は、例えば身体が動かなくなったら〇〇施設に入る、墓参りは年〇回など自分の希望を記載したライフプランを作成します。
 ※詳細が知りたい方は地域包括支援センターが相談窓口となっております。気軽にご相談ください。

今月の納期

- ◆町県民税第3期
 - ◆固定資産税第3期
 - ◆介護保険料第4期
-10月31日(木)

若あゆ温泉休館日

10月9日(水)

若あゆ温泉お客様感謝デー

10月2日(水)・16日(水)

